青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調製施設再募集要項

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、青の煌めき国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)が調達する昼食弁当の調製施設について、次のとおり募集します。

1 業務内容

以下の日程で行われる開・閉会式等(国スポ及び障スポの開・閉会式(総合リハーサルを含む。)並びに競技会(障スポリハーサル大会並びに公式練習を含む。)を言う。以下同じ。)において県委員会が調達する昼食弁当について、調製、搬入および容器回収を原則行うものとします。

(1) 国スポ・障スポ

総合リハーサル: 令和8年 9月26日 (土)

令和8年10月3日(土)

(2) 国スポ

総合開会式 : 令和8年10月10日(土) 総合閉会式 : 令和8年10月20日(火)

(3) 障スポ

リハーサル大会:令和8年 5月30日(土)~31日(日)

公式練習会: 令和8年10月22日(木)開会式: 令和8年10月23日(金)閉会式: 令和8年10月26日(月)

競技会 : 令和8年10月23日(金)~26日(月)

2 応募資格

次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者
- (2) 国税・県税・市町村税について滞納がある者
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領に該当する者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号~第6号に該当する者

3 選定基準

(1) 立地条件

青森県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内であること。

(2) 衛生管理体制

- ア 過去3年間(令和5年5月30日以降)に、食中毒発生等により食品衛生法に 基づく営業停止等の処分を受けていないこと。ただし、保健所の監視指導を受 けて問題がないことが確認できた場合はこの限りではない。
- イ 食品衛生関係法令に基づき、HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。
- ウ 検食は、原材料及び料理済みの食品を食品ごとに 50 g 以上ずつ清潔な容器 に入れ、-20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- エ 調理従事者(食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。)の全員に対し、おおむね弁当提供開始日前1か月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌(O157等)を含むもの。)を実施することが可能であること。

なお、検便検査項目にはノロウィルスも含めることが望ましい。

オ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国スポ・障スポ開催期間中加入できること。

(3) 弁当調製能力

ア 調製能力が、1日当たり300食以上であること。

ただし、会場地委員会が選定する弁当調製施設については、この限りでない。

- イ 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- ウ 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

(4) 対応能力

- ア 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- イ 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- ウ 県委員会が定める食材及び献立内容で調製できること。
- エ 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
- (ア) 弁当の名称
- (イ) 原材料名 (アレルゲン、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。)
- (ウ) 食品添加物
- (エ)消費期限(時刻まで表示)
- (オ) 保存方法
- (カ) 製造所所在地・製造者名
- (キ)その他食品表示法等関係法令により規定される表示
- (ク) 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
- (ケ) 持ち帰りを禁止する表示

- (コ) その他県委員会が指示する表示
- オ 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭及び持ち運び用の袋 を提供できること。また、それらについて県委員会から指示があった場合、指 示に沿った内容での提供が可能であること。
- カ 弁当の内容について、おしながき等の添付が可能であること。
- キ 弁当を搬送する際は、搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。
- ク 県委員会が指示する時刻・場所に衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- ケ 開会式・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収ができること。
- コ 荒天等により競技会等が変更又は開催中止となった場合に、弁当の調製及 び納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。
- (5) その他

当該業務実施にあたり、衛生管理体制、対応能力等の選定基準に係る疑義等が生じる場合、適宜、県委員会と協議・調整すること。

4 応募方法等

(1) 応募票等の提出

次の書類を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ公式ホームページからダウンロードの上、郵送または持参により提出してください。

- ア (様式1-1) 応募票
- イ (様式1-2) 弁当調製予定施設一覧 ※必要に応じて添付
- ウ (様式2)誓約書
- 工 (様式3) 弁当調製施設調査票
- 才 (様式4)質問書

※必要に応じてメール又はFAX

(2) 再募集期間

令和7年(2025年)11月21日(金) \sim 12月5日(金) 持参の場合の受付は平日の8時30分から17時15分まで(12 \sim 13時を除く。)。 郵送の場合は締切日必着。

5 選定方法等

- (1) 選定基準に基づき、提出された応募票等を審査し、弁当調製施設を選定します。
- (2)選定の結果は、令和7年(2025年)12月中旬頃に、通知(郵送)します。

6 選定の取消し事由

次のいずれかに該当する場合、選定を取り消すことがあります。

(1) 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。

- (2) 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- (3) 弁当の調製を第三者に委託したとき。
- (4) その他、県委員会が当該施設を不適当と認めたとき。

7 その他注意事項

- (1)提出された書類はお返しできません。また、県委員会の弁当調達関係業務を行 う上で必要な場合(食品衛生指導に資するため、管轄保健所等に必要な情報を提 供することを含む)に限り使用いたします。その他、法令等の規定に基づき開示 を求められた場合を除き、第三者に提供または開示はいたしません。
- (2) 応募にかかる郵送費等は、応募者の負担とします。
- (3) 応募者に対し、説明や資料等の提出を求める場合は、別途通知します。
- (4) この応募票の提出をもって弁当調製施設として決定するものではありません。
- (5) 弁当調製施設として選定された場合であっても、発注を確約するものではありませんのでご注意ください。
- (6)選定した弁当調製施設については、国スポ・障スポの開催前に管轄保健所による監視指導を実施することとしています。「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)を確認の上、必要な食品衛生対策を講じられますようお願いします。
- (7) 荒天その他事由(災害、感染症等)により、開・閉会式等が中止、縮小されるなどの状況が生じた場合、弁当の発注数等が大きく変動する可能性があります。
- (8) 弁当の発注数量が当初の想定と異なる場合であっても、県委員会は責任を負いません。

8 応募票の提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 (青森県国スポ・障スポ局 施設調整課内)

施設調整課 宿泊・衛生グループ

TEL: 017-734-9189 FAX: 017-734-8012 E-mail: aomori2026shisetu@pref.aomori.lg.jp